

大垣市余裕期間設定工事実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、建設資材の調達や労働力の確保に資する余裕期間を設定する工事を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 余裕期間 契約締結日から実工期の始期の前日までの期間で、受注者が工事の施工体制を整備するための期間
- (2) 実工期 工事を実施するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含むもの
- (3) 工事開始日 実工期の始期の日
- (4) 全体工期 余裕期間と実工期を合わせた期間

(対象工事)

第3条 余裕期間設定工事の対象は、次の各号のいずれにも該当する工事とする。

- (1) 余裕期間を設定した場合において、供用開始等に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 余裕期間を設定した場合において、発注した年度内（繰越明許費や債務負担行為が設定されている場合はその期間内）に工期を確保できる工事であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない工事であること。

ア 大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条に規定する工事

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号、第8号又は第9号に規定する契約による工事

(工期の設定)

第4条 余裕期間は、実工期の30%未満かつ3箇月を超えない範囲で設定することができる。

- 2 余裕期間は、発注者があらかじめ工事開始日を指定することにより設定するものとする。

- 3 全体工期、余裕期間、実工期及び工事開始日を余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書（第1号様式）に記載するものとする。この場合において、工期の設定の方法については、終期を具体的な日付で指定するものとし、期間を日数で設定しないものとする。
- 4 余裕期間の設定による積算の割り増しは行わないものとする。
- 5 受注者は、余裕期間内に測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、施工場所におけるすべての工事に着手してはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備については、受注者の責により行うことができる。
- 6 契約書等に記載する工期は、全体工期とする。
- 7 契約締結後、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、発注者と協議し、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができる。
- 8 前項に規定するほか、現場状況等によりやむを得ず工期を変更する必要がある場合は、発注者と協議し、工期の変更に係る契約を締結するものとする。
- 9 低入札価格調査等により、工事開始日以降に契約を締結することとなった場合は、余裕期間は設定しない。

（技術者等の取扱い）

第5条 余裕期間内については、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置を要しないものとする。

（余裕期間内の工事用地の管理）

第6条 余裕期間内における工事用地の管理は、発注者の責において行うものとする。

（特記仕様書及び特約条項）

第7条 余裕期間を設定する工事の設計書には、余裕期間を設定する工事に関する特記仕様書を添付するものとする。

- 2 余裕期間を設定する工事の契約書には、余裕期間を設定する工事に関する特約条項（第2号様式）を添付するものとする。
- 3 前2項の規定により特記仕様書又は特約条項を作成する場合には、文字の追加（作成に必要な日付の記入を除く。）、削除及び変更を行ってはならない。

（工事関係書類等の手続き）

第8条 受注者は、大垣市工事請負契約約款第3条第1項の規定により、契約

締結後 10 日以内に全体工期を記載した工事工程表及び工事開始日届（第 3 号様式）を提出するものとし、着工届は工事開始日に提出するものとする。

2 受注者は、工事開始日後速やかに、その他工事関係書類を提出するものとする。

3 受注者は、工事实績情報システム (CORINS) への登録申請を工事開始日後 10 日以内に行うものとする。

4 受注者は、工事開始日後 30 日以内に工事に着手するものとする。

5 受注者は、発注者があらかじめ設計図書において前払金を支払うと定めている場合における当該前払金について、予算の執行が可能となる時期以後に請求するものとする。

6 受注者は、建設業退職金共済制度の発注者用掛金収納書を工事開始日より 1 箇月以内に提出するものとする。ただし、工事開始当初は工場製作の段階であるため建設業退職金共済制度の対象労働者を雇用しない等の理由により期限内に発注者用掛金収納書を提出できない事情があり、かつ、その理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出し、及び監督員の承諾を得た場合においては、この限りでない。

（その他）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。